

資金名		セーフティネット資金（三重県制度）			四日市市中小企業振興資金 （新型コロナウイルス対応資金）
		保証4号	保証5号	危機関連保証	
融資 対象	業種	県内全域の全業種	指定業種のみ (3/13 現在 508 業種)	県内全域の全業種	市内の全業種
	要件	原則直近1か月間及びその後2か月間を含む3か月間の売上高減少 ※業歴3か月以上1年1か月未満の者、事業拡大等の特段の事情で前年同期との比較により難しい場合は、最近3か月間の平均売上高等との比較や新型コロナウイルス感染症の影響が発現する前の令和元年12月等との比較も可 ※市融資制度においては、前年・前々年・3年前のいずれかの同期との比較も可			
	減少率	20%以上	5%以上	15%以上	3%以上
融資 限度額	8,000万円 ※保証4号及び保証5号合算の金額			8,000万円 ※危機関連保証単独	3,000万円
融資期間	10年以内（据置1年以内→2年以内に延長）				運転資金：5年以内（据置1年含） 設備資金：7年以内（据置1年含）
利率	金融機関所定利率（金融機関が決定）				1.5%
保証枠	一般保証枠とは別枠の特別保証 （保証4号及び保証5号合算の金額） 無担保8,000万円 普通保証2億円		左記とは別枠の特別保証 （危機関連保証単独の金額） 無担保8,000万円 普通保証2億円		一般保証枠 無担保8,000万円 普通保証2億円
補給前保証料率	0.90%	0.68%	0.80%	0.45%～1.90%	
県通常補給率	0.30%	0.24%	0.30%	-	
県上乘せ補給率	0.40%	0.20%	0.30%	-	
<b>市補給率 （市内事業者に限る）</b>	<b>0.20%</b>	<b>0.24%</b>	<b>0.20%</b>	<b>0.8%</b> （現行0.6%+追加0.2%）	
利用者負担分※1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%～1.1%	
保証割合	信用保証協会が100%保証	信用保証協会が80%保証 （金融機関が20%責任共有）	信用保証協会が100%保証		
市の認定	必要				不要
適用期間	～6/30	～6/30	～翌年1/31		4/1～翌年3/31
備考	・指定期間 2/18～6/1 まで ・市の認定書の有効期限 30 日間を考慮し、適用期間を設定	・現在の業種指定 R2.3/31 まで ・3 か月ごとに業種が見直されるため、状況に応じて継続していく見込み	・指定期間 2/1～翌年 1/31		・四日市市中小企業振興資金の対象者にコロナの影響を受けた方を追加、さらにその対象者に保証料補給 0.2% 上乘せ ・状況によって期間の見直しの可能性あり

※1 三重県セーフティネット資金を利用した場合の負担率です。